

ヤマハ発動機 独立役員選定基準

(本基準の改廃は取締役会決議によるものとする。)

I. 以下のいずれにも該当しない場合、当社に対する独立性を有しているものと判断する。

1. ヤマハ発動機グループの従事者および出身者

①当社において、独立性を有する取締役・監査役（以下「独立役員」という。）であるというためには、当社の業務執行取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役員または支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）であってはならず、かつ、その就任の前 10 年間に於いて（但し、その就任の前 10 年内のいずれかの時に於いて当社の非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前 10 年間に於いて）当社の業務執行取締役等であってはならない。また、当社の取締役、執行役員または支配人その他の重要な使用人の配偶者または二親等内の親族若しくは同居の親族に該当する者であってはならない。

②当社において、独立役員であるというためには、当社の現在の子会社の業務執行取締役等であってはならず、かつ、その就任の前 10 年間に於いて（但し、その就任の前 10 年内のいずれかの時に於いて当社の現在の子会社の非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前 10 年間に於いて）当社の子会社の業務執行取締役等であった者であってはならない。また、当社の現在の子会社の業務執行取締役または執行役員、支配人その他の重要な使用人の配偶者または二親等内の親族若しくは同居の親族に該当する者であってはならない。

2. ヤマハ発動機と主要な株主の関係にある者

当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。またその配偶者または二親等内の親族または同居の親族に該当する者であってはならない。

①当社の現在の主要株主（議決権所有割合 10%以上の株主をいう。以下同じ。）または法人である場合には当該会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員、支配人その他の使用人。または最近 5 年間に於いて当社の現在の主要株主または法人である場合には当該会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員、支配人その他の使用人であった者。

②当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員、支配人その他の使用人。

3. ヤマハ発動機と主要な取引先の関係にある者

当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。またその配偶者または二親等内の親族または同居の親族に該当する者であってはならない。

①当社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結総売上高の 2%以上の支払いを、当社から受けた者。以下同じ。）またはその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人。または直近事業年度に

先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社を主要な取引先としていた者（その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社から受けていた者。以下同じ。）またはその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人。

- ②当社の主要な取引先である者（当社に、その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。以下同じ。）またはその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人。または直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先であった者（当社に、その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者。以下同じ。）またはその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人。

4. ヤマハ発動機グループと「取締役の相互兼任」の関係にある者

当社において、独立役員であるというためには、当社またはその子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその子会社の取締役、監査役、会計参与、または執行役員であってはならない。またその配偶者または二親等内の親族または同居の親族に該当する者であってはならない。

5. ヤマハ発動機グループとその他の利害関係を有する者

当社において、独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。またその配偶者または二親等内の親族または同居の親族に該当する者であってはならない。

- ① 寄付または助成を受けている組織の理事またはその他の業務執行者
当社から一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう。以下同じ。）
- ② 大口債権者等
当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下「大口債権者等」という。）の取締役、監査役、会計参与、執行役員、支配人その他の使用人である者。または最近3年間において当社の現在の大口債権者等の取締役、監査役、会計参与、執行役員、支配人その他の使用人であった者。
- ③ 会計監査人等
現在当社またはその子会社の会計監査人または会計参与である公認会計士（若しくは税理士）または監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員である者。または最近3年間において、当社またはその子会社の会計監査人または会計参与であった公認会計士（若しくは税理士）または監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員であって当社またはその子会社の監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職または退所している者を含む。）
- ④ 弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタント（個人）等

上記③に該当しない弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者。

- ⑤ 法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム（組織）等
上記③に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、当社を主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、その連結総売上高の2%以上の支払いを当社から受けたファーム。以下同じ。）の社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。

6. その他、一般株主との間で利益相反が生じる者

当社において、独立役員であるというためには、その他、当社の一般株主全体との間で上記1から5までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であることを要する。

7. 在任期間が8年間を超える者

当社において、現在独立役員の地位にある者が、独立役員として再任されるためには、通算の在任期間が8年間を超えないことを要する。

- II. 上記2～5までのいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える場合には、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立役員として選任されるべき理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができるものとする。

(2018年2月13日 改定)